

支援策ガイドブック

R7.3

輸出支援課



1. 知る・調べる

2. 補助事業や補助金等の各種サポート

サイト	施設・機械整備	生産・流通体系の構築	販路拡大
〈規制〉 - 海外食品添加物規制早見表 〈ニーズ〉 - カントリーレポート - 海外ビジネスナビ	- 農産物等輸出拡大施設整備事業 - 産地生産基盤パワーアップ事業 - 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業（R6補正） - 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（R6補正） - 食肉流通再編合理化施設整備事業（R7当初） - 輸出食肉処理施設機能高度化事業（R7当初）	- GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト（R6補正） - 大規模輸出産地モデル形成等支援事業（R7当初） - 輸出物流構築緊急対策事業 - 青果物輸出産地体制強化加速化事業 - 水産物輸出加速化連携推進事業 - 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業 - フードテックビジネス実証事業 - 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査緊急支援事業（R6補正） - 食肉流通再編合理化施設整備事業（R7当初） - 輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業（R6補正） - 特用林産物の需要拡大支援事業（R6補正）	- サプライチェーン連結強化緊急対策（R6補正） - 日本発フードテックの海外展開支援事業 - 加工食品クラスター輸出緊急対策事業 - 小規模事業者持続化補助金
相談機関	認証取得等		知財関係
輸出相談窓口（農林水産省）	- 輸出先国規制対応支援事業（R7当初） - 国際的に通用する認証等取得緊急支援事業（R6補正） - 有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業 - 水産エコラベル認証取得支援事業 - JAS等の国際標準化による輸出力強化委託事業（R7当初）		- 植物品種等海外流出防止緊急対策事業（R6補正） - 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（R7当初） - 地理的表示海外保護・侵害対策支援（地理的表示活用推進支援事業） - 模倣品等対策事業のうちコンサルティング（R6補正）
資金調達			
- 農林水産物・食品輸出関連金融支援事業 - 農林水産物・食品輸出基盤強化資金 - 海外展開・事業再編資金（国民生活事業/中小企業事業） - 海外展開・事業再編資金（クロスボーダーローン） - スタンドバイ・クレジット制度			
人材育成・人材確保			
- おいしい日本届け隊 - プロフェッショナル人材事業（内閣府事業）			
全体的なサポート			
- JETRO - 輸出支援プラットフォーム - 農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP） - 中小機構 - グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会 - 地方農政局 お問い合わせ先			

海外食品添加物規制早見表

国内で製造時に使用している食品添加物が、海外（10か国・地域※）で使用できるかどうかを検索・判別できる無料ツールです。

加工食品を輸出する際、輸出先国の食品添加物の定義や、対象食品の範囲、使用できる量などの違いを把握し、輸出先国で使用できるかどうか、使用できない場合は、他に代替できるものはないかを確認することができます。

※輸出上位を占める10か国・地域（米、EU、中国、韓国、台湾、香港、シンガポール、タイ、ベトナム、豪州）

現在掲載中の食品添加物（約350物質）

着色料、乳化剤、甘味料、調味料、

保存料、酸味料、酸化防止剤

今後増粘剤、ゲル化剤等作成予定



お問い合わせ・詳細

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課 加工食品輸出班

電話番号： 03-6744-2068

カントリーレポート

事業の概要

輸出先国・地域に設置している輸出支援プラットフォームでは、現地発の情報発信の一環として、カントリーレポートを作成しています。

カントリーレポートには、プラットフォーム対象国・地域の市場動向や規制、トレンド等、初めて輸出を行う方にも役立つ情報がまとめられています。

【カントリーレポート作成国・地域】

米国、EU、タイ、ベトナム、シンガポール、中国、香港、台湾

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/platform.html>

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 海外連携グループ
電話番号：03-3502-8058



海外ビジネスナビ

概要

情報サイト・海外ビジネスナビを通じて、海外への展開を検討する中小企業に向けた有益な情報提供を行っています。

中小企業のための役立つ情報

＜海外ビジネス情報＞

- ・海外進出ノウハウ
- ・現地レポート
- ・進出・支援事例
- ・調査レポート

＜ハンドブック＞

- ・海外出展 海外展示会ハンドブック
- ・EUガイドブック



お問い合わせ・詳細

独）中小企業基盤整備機構
販路支援部 海外展開支援課
電話番号：03-5470-1522

<https://biznavi.smrj.go.jp/>



輸出相談窓口（農林水産省）

支援の対象

- A. 都道府県等
- B. 事業者
- C. 生産者
- D. 団体
- E. 上記以外



概要

農林水産物・食品の輸出をサポートするため、輸出先国・地域の輸入規制や日本政府の輸出証明書の発行手続等についての相談を一元的に受け付ける相談窓口を開設しております。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出支援課 輸出相談窓口

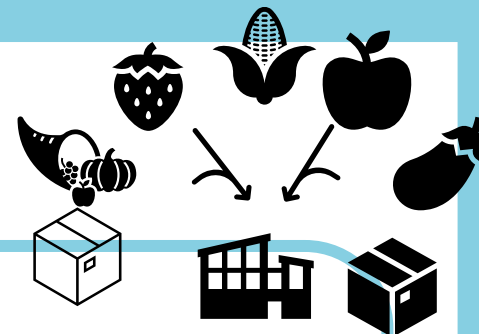
03-6744-7185

平日10時～12時、13時～17時

（祝祭日、年末年始（12月29日～01月03日）を除く）



農産物等輸出拡大施設整備事業（R6補正）



支援の対象

- ① A. 都道府県等
- ② B. 事業者
- ③ C. 生産者
- ④ D. 団体（農業者の組織する団体等）
- ⑤ E. 上記以外

事業の概要

①国産農産物の輸出促進の取組に必要となる輸出対応型の集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の整備を支援します。

②生鮮食料品等の輸出促進を図るため、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設や輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設等の整備を支援します。

予算額：R6補正 55億円
交付率：定額、1/2以内等

主な要件

- ・受益農業従事者が5名以上であること。
- ・成果目標の基準を満たしていること。
- ・面積要件等を満たしていること。
- ・原則、総事業費が5千万円以上であること。
- ・費用対効果分析を実施していること。
- ・輸出事業計画を策定していること。
- ・GFPの会員であること他。

お問い合わせ・詳細

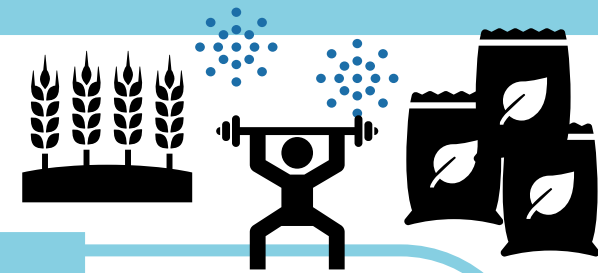
①の事業：

農林水産省 農産局 総務課生産推進室
電話：03-3502-5945

②の事業：

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部
食品流通課 卸売市場室
電話：03-6744-2059

産地生産基盤パワーアップ事業（R6補正）



支援の対象

- ① A. 都道府県等
- ② B. 事業者
- ③ C. 生産者
- ④ D. 団体（農業者の組織する団体）
- E. 上記以外

事業の概要

①収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。

②輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備を支援します。

予算額：R6補正 110億円
交付率：定額、1/2以内等

主な要件

- ①の収益性向上対策
 - ・産地生産基盤パワーアップ計画において基準を満たした成果目標を定めること。
 - ・産地パワーアップ計画に参加する取組主体が取組主体事業計画を作成すること。
 - ・要件面積等を満たしていること他。
- ②の新市場獲得対策
 - ・協働事業計画が承認されていること。
 - ・成果目標の基準を満たしていること。
 - ・面積要件等を満たしていること他。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 農産局 総務課生産推進室
電話：03-3502-5945

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業（R6補正） 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業（R7当初）

支援の対象

- (A) 都道府県等：地方公共団体
 - (B) 事業者：法人
 - (C) 生産者
 - (D) 団体
- 法人格を有する農林漁業者
の組織する団体

事業の概要

食品製造事業者等が行う、輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

予算額：R6補正 50億円（上限額5億円）
R7当初 1.2億円（上限額1億円）

交付率：1/2以内

交付先：都道府県

主な要件

- ・事業完了後5年以内に輸出額を2千万円以上増加させ、かつ投資効率2.0以上とすること。
- ・配分基準に基づく16ポイント以上の事業実施計画の作成、及び輸出事業計画の作成・認定。
- ・GFPへの登録、HACCPチームの編成他。

留意点

施設の新設・増築について、建築基準法に基づく構造耐力上主要な部分の経費は交付対象外。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
03-6744-2375

まずは各都道府県担当部署へご相談下さい。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業（R6補正）

支援の対象

- ① 都道府県等
- ② 事業者
- ③ 生産者
- ④ 団体
- ⑤ 上記以外 畜産農家、食肉処理施設等、
食肉流通事業者によるコンソーシアム

事業の概要

国産畜産物の流通構造の高度化や輸出拡大を図るため、畜産農家、食肉処理施設等、食肉流通事業者によるコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等や輸出拡大に必要な施設の整備等を支援します。

予算額：12,267百万円の内数

主な要件

- ・整備後施設の処理能力頭数がおおむね700頭以上/日となること。
- ・輸出事業計画を作成し農林水産大臣の認定を受けている又はしゅん工する3か月前までに認定を受ける予定であること。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 畜産局
食肉鶏卵課 03-3502-5989
牛乳乳製品課 03-3502-5987

食肉流通再編合理化施設整備事業（R7当初）

支援の対象

- A. 都道府県等
- B. 事業者
- C. 生産者
- D. 団体
- (E) 上記以外 畜産農家、食肉処理施設等、
食肉流通事業者によるコンソーシアム

事業の概要

国産畜産物の流通構造の高度化や輸出拡大を図るため、畜産農家、食肉処理施設等、食肉流通事業者によるコンソーシアムが取り組む食肉処理施設の再編等を支援します。

予算額：1,242百万円の内数

主な要件

- ・整備後施設の処理能力頭数がおおむね700頭以上/日となること。
- ・輸出事業計画を作成し農林水産大臣の認定を受けている又はしゅん工する3か月前までに認定を受ける予定であること。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課
電話番号：03-3502-5989

輸出食肉処理施設機能高度化事業（R7当初）

支援の対象

- ① A. 都道府県等
- ② B. 事業者
- ③ C. 生産者
- ④ D. 団体
- ⑤ E. 上記以外

事業の概要

輸出に取り組む食肉処理施設等における処理機能の強化を図り、輸出機会を最大限取り込める体制を構築するため、

- ① 高度な加工処理に対応した施設・設備の整備
- ② 労働力不足を補完する省力化設備の整備
- ③ 輸出認定施設外において輸出向け加工を行う食肉加工施設の整備
- ④ 輸出拡大のために国内向け加工機能を外部施設に移転する取組を支援します。

予算額：1,242百万円の内数

主な要件

- ①、②
 - ・整備する施設・設備は、輸出先国が定める要件を満たし、当該施設・設備を使用して製造した食肉の輸出を行うこと
 - ・輸出事業計画の認定を受けていること又は本事業により整備する施設が竣工するおおむね3か月前までの間に認定を受けることを明確にしていること
- ③
 - ・輸出に取り組む食肉処理施設外において、精肉加工を行う施設・設備の整備をすることにより、輸出向け食肉の出荷量又は輸出額を増加する計画を策定すること
- ④
 - ・輸出に取り組む食肉処理施設が、国内向けカット機能の外部移転を行うことにより、輸出向け食肉の出荷量又は輸出額を増加する計画を策定すること

お問い合わせ・詳細

農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課
電話番号：03-3502-5989

GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト（R6補正） 大規模輸出産地モデル形成等支援事業（R7当初）

支援の対象

- ① 都道府県等
- ② 事業者
- ③ 生産者
- ④ 団体
- ⑤ 上記以外

主な要件

- ・生産・流通体系の転換の両方を実施すること
- ・事業終了までに、本事業の実施を踏まえ輸出事業計画を作成し、または変更し認定申請を行うこと
- ・間接補助事業者及びその参画事業者が、GFPコミュニティサイトへ登録していること

事業の概要

- ・地域の関係者で構成する輸出推進体制の組織化
 - ・海外の規制・ニーズに対応した生産への転換や集荷・流通への転換
- を支援します。

予算額：R6補正 1,025百万円
R7当初 346百万円

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
輸出産地形成室
03-6744-7172

輸出物流構築緊急対策事業（R6補正）

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- C. 生産者
- ① D. 団体
- ① E. 上記以外

事業の概要

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸出物流の構築を支援。

予算額：R 6 補正 4.5億円

主な要件

・食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第5条第1項に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けている又は事業開始までに認定を受ける見込みがあること。

・本事業に関わる生産者、食品流通業者、運送事業者等がGFPコミュニティサイトに登録している又は事業開始までに登録する予定があること。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 新事業・食品産業部 食品流通課
物流生産性向上推進室 物流生産性向上支援班
03-6744-2389

青果物輸出産地体制強化加速化事業（R6補正）

支援の対象

- A. 都道府県等
- B. 事業者
- C. 生産者
- ④ D. 団体
- ⑤ E. 上記以外

事業の概要

青果物輸出産地の体制を早急に強化するため、輸出先国・地域の植物検疫条件や残留農薬基準等の規制対応や、品質保持のための流通体制の強化、輸出向けロットの確保等に向けて複数産地と輸出事業者が連携して行う取組を支援します。

予算額：40百万円

主な要件

- ・本事業を実施する者の間で合意形成がなされていること
- ・GFPコミュニティサイトに登録していること
- ・輸出事業計画を策定していること（輸出事業計画の策定を本事業の成果目標とする場合は、この限りではない）等

留意点

法人格を有しない任意団体及び農業者グループの場合は、本事業実施に関わる運営及び経理に関わる規約があること等の要件を満たすこと

お問い合わせ・詳細

農林水産省農産局 園芸作物課
03-3502-5958

水産物輸出加速化連携推進事業（R6補正）

支援の対象

- ① A. 都道府県等
- ② B. 事業者
- ③ C. 生産者
- ④ D. 団体
- ⑤ E. 上記以外

これら3者以上を
含む協議会

主な要件

- ・成果目標（水産物輸出額・輸出量、労働生産性の向上、その他の目標）の達成を実現すること
- ・本事業による支援終了後も本事業による支援の対象とする取組が持続的に継続することが見込まれること

事業の概要

水産物の更なる輸出拡大に向けて、生産・加工・流通・輸出等のバリューチェーン関係者が連携して重点課題の解決に資する商流・物流構築の実証の取組を支援します。

予算額：100百万円

交付率：定額、1/2以内

お問い合わせ・詳細

・農林水産省 水産庁 加工流通課
03-3591-5612

事務局

・(公財)水産物安定供給推進機構
03-3254-7044

畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業（R6補正）

支援の対象

- A. 都道府県等
 - ① 事業者
 - ② 生産者
 - ③ 団体
 - E. 上記以外
- 畜産農家等、食肉処理施設等、
輸出事業者が構成する
コンソーシアム等

事業の概要

2030年の農林水産物・食品輸出目標5兆円の達成に向け、畜産農家等・食肉処理施設等・輸出事業者が連携し、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図るコンソーシアムの取組を更に加速化するため、コンソーシアムの設立、コンソーシアムが実施する商談、プロモーション、輸出先国の求めに応えるための取組に加え新たなコンソーシアムの育成等を支援します。

予算額：15億円

主な要件

- ・コンソーシアムによる販売促進活動等の対象国・地域
牛肉：香港、台湾、米国、EU等、イスラム諸国
豚肉：シンガポール、タイ
鶏卵：シンガポール、米国
牛乳乳製品：香港、台湾、ベトナム、シンガポール、タイ、マレーシア
牛肉・豚肉加工品：シンガポール、台湾、EU等
鶏肉・鶏卵加工品：シンガポール、EU等
- ・輸出事業計画を作成し農林水産大臣の認定を受けている
又は事業実施期間中に認定を受ける予定であること。
- ・成果目標（品目ごとに異なる）
牛肉：輸出先国・地域に対する輸出額のおおむね60%以上の増加

お問い合わせ・詳細

農林水産省 畜産局
食肉鶏卵課 03-3502-5989
牛乳乳製品課 03-3502-5987

フードテックビジネス実証事業（R6補正、R7当初）

支援の対象

- | | |
|----------|---|
| A. 都道府県等 | 国内の食品事業者、流通事業者、製造事業者、情報関連事業者、大学等の研究機関、関係団体等
※スタートアップ・大企業は問いません。コンソーシアムでの応募も可能です。 |
| ① 事業者 | |
| ② 生産者 | |
| ③ 団体 | |
| E. 上記以外 | |

事業の概要

環境保護等の社会課題の解決や、多様な食の需要に対応するため、フードテックを活用した商品・サービスを生み出す海外販路開拓等のビジネスモデルを実証する取組を支援します。

予算額：R6補正 181百万円

R7当初 25百万円

補助率：1/2以内

主な要件

事業担当者がフードテック官民協議会（無料）の会員であること

留意点

補助対象経費は**市場調査、テストマーケティング、安全性試験**等の幅広い内容が対象。その他経費例は以下のとおり。

人件費、原材料費、実証設備・機材・資材費（リース含む）、調査員手当、謝金、検査・分析費、消費者評価会実施費、販売促進展開費等

お問い合わせ・詳細

農林水産省大臣官房

新事業・食品産業部新事業・国際グループ

03-6744-7181

海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査緊急支援事業（R6補正） 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査支援事業（R7当初）

支援の対象

- A. 都道府県等
 - ① B. 事業者
 - ② C. 生産者
 - ③ D. 団体
- 法人格を有するもの

事業の概要

・農林水産物・食品の輸出拡大にも資する大型冷蔵・冷凍倉庫や食品加工施設の設置等、海外での物流・商流等の拠点づくりに向け、民間事業者が行う投資可能性調査に必要な経費を支援します。

予算額：R6補正 70百万円

R7当初 10百万円

補助率：1／2以内

主な要件

海外での農林水産物・食品の輸出等に関連する施設等に係る投資案件形成を行う民間企業や事業共同体等であること

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 海外連携グループ
電話番号：03-3502-8058

輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業（R6補正）

支援（助成先）の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- C. 生産者
- ① D. 団体
- ① E. 上記以外

事業の概要

構造材や内装材等の付加価値の高い木材製品の輸出を促進するため、輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援します。

※本事業の助成先については、事業実施主体が決定以降、事業実施主体が助成先の公募を行い決定します。

お問い合わせ先

農林水産省 林野庁 林政部 木材産業課
木材製品技術室 住宅資材班

電話番号：03-6744-2295

特用林産物の需要拡大支援事業（R6補正）

支援（助成先）の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- ① C. 生産者
- ① D. 団体
- ① E. 上記以外

事業の概要

特用林産物の生産者等が行う、輸送手段、輸送中の取扱い、品質管理の検証等輸出拡大に向けた課題解決のための取組を支援します。

※本事業の助成先については、事業実施主体が決定以降、事業実施主体が助成先の公募を行い決定します。

お問い合わせ先

農林水産省 林野庁 林政部 経営課
特用林産対策室 特用林産加工輸出班

電話番号：03-6744-2289

輸出先国規制対応支援事業（R7当初） 国際的に通用する認証等取得緊急支援事業（R6補正）

事業の概要

輸出の障壁となっている施設認定や国際的認証の取得等、輸出先国から求められる規制への対応、輸出先国の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための研修の開催等に係る事業者の取組を支援しています。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_support/koubo.html

予算額：R7当初 225百万円
R6補正 50百万円（国際的認証取得のみ）
交付率：1/2以内、定額（3，4の一部）

支援の対象

・食品事業者 等

主な要件

・GFPに登録していること 等

食品の輸出を目指す皆様へ

食品製造施設の **国際的な認証**
取得費用を応援します！

次のようなことでお困りではないでしょうか？



海外の取引先からFSSC22000
を求められているけど、
経費負担が...

FSSC22000取得のおかげで、
海外への販売先が広がった！

Q. どんな認証が対象になりますか？

A. FSSC22000、ハラール、コーシャ、MSC認証など...輸出拡大に資する
国際的に通用する認証を取得する場合が対象になります。

Q. どんな経費を補助してくれますか？

A. 認証等の取得に向けた、施設内の管理体制整備のためのコンサル
ディング費用や研修費用、審査費用などの1/2を補助します。

Q. どんな団体が応募できますか？

A. 民間事業者のほかに、農林漁業者の組織する団体、事業協同組合
などが対象になります。

詳細な情報は、農林水産省ウェブサイトをご確認ください
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_support/koubo.html



お問い合わせ・詳細

農林水産省 規制対策グループ
電話番号：03-3501-4079
03-6744-1778

有機JAS認証、GAP等認証取得等支援事業（R6補正）

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① 事業者
- ② 生産者
- ③ 団体
- ④ 上記以外 構成員にB又はCを含む協議会

主な要件

- I. 共通
 - ・ 以下の成果目標のいずれかに取り組むこと
(新たに認証農産物・食品の輸出に取り組むこと／認証農産物・食品の輸出額又は輸出量を105%以上にする／商談会に1回以上出展し、事業実施期間中に輸出に向けた具体的な計画を策定すること)
- II. 既に認証を取得している者
 - ・ 商談の取組を必ず実施すること
 - ・ 輸出実績のない国への輸出に取り組むこと
- III. 認証を取得していない者
 - ・ 認証取得の取組を必ず実施すること

事業の概要

有機食品やGAP等認証農産物の輸出拡大に向け、

- ① 有機JAS認証の取得、有機食品の輸出に向けた商談、商品開発、機械等のリース導入
- ② GAP等認証の取得、GAP等認証農産物の輸出に向けた商談、機械等のリース導入

に対して支援します。

補助率：認証取得及び機械リースに係る支援については1/2以内
商談及び商品開発に係る支援については定額

お問い合わせ・詳細

- 有機JAS認証取得について
農産局 農業環境対策課 有機農業推進班
直通電話：03-6744-2494
- GAP等認証取得について
農産局 農業環境対策課 GAP推進グループ
直通電話：03-6744-7188

水産エコラベル認証取得支援事業（R6補正）

支援の対象

A. 都道府県等

⑧ 事業者

⑨ 生産者

⑩ 団体

水産エコラベル認証
（漁業認証・養殖認証・流通加工段階認証）の取得を希望する
事業者又は団体

主な要件

当事業によるコンサルティングを希望する事業者のうち、次の要件を有するものについては、優先的に採択する。

- ・輸出事業計画の認定
- ・フラッグシップ輸出産地の認定

担当課室

農林水産省 水産庁加工流通課
電話番号：03-6744-2350

事業の概要

水産エコラベル認証の取得促進に係る取組の支援

国際基準の水産エコラベル認証の取得を希望する事業者に対してコンサルティングを行い、審査の事前準備となる取組状況の確認、申請書作成等を支援します。

1 案件あたり150万円を上限に支援

予算額：R6年度補正 50百万円の内数

補助率：定額

JAS等の国際標準化による輸出力強化委託事業(R7当初)

支援の対象

- Ⓐ 都道府県等
- Ⓑ 事業者
- Ⓒ 生産者
- Ⓓ 団体
- Ⓔ 上記以外

本事業も活用しながら、
右記の要件に記載されている
取組を実施できる体制を有す
る必要があります

事業の概要

輸出拡大に向けた環境を整備するため、
輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化
等を推進します。

具体的には、農林水産物・食品に関連する分野で
の新たな国際規格の制定等に向けた、
国際標準化戦略の検討、技術的なデータの収集、
海外との調整・調査等を行うことができます。

予算額：35百万円

主な要件

以下のいずれかに該当するもの。

日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた
環境整備に資するため、

(1) JAS（日本農林規格）をもとに新たな国際
規格の制定に取り組むもの

(2) (1)以外で新たな国際規格の制定に取り組
むもの

(3) 輸出時の活用を見込んでJASの新規制定
等に取り組むもの

本取組の対象とするテーマは、毎年、農林水産
省HPで募集しております（R7年度募集実績：
2025年1月14日～2月14日）。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課 基準認証室

電話番号：03-6744-2096

メールアドレス：jas_kokusai@maff.go.jp

サプライチェーン連結強化緊急対策（R6補正） サプライチェーン連結強化プロジェクト事業（R7当初）

支援の対象

A. 都道府県等

① 事業者

② 生産者

③ 団体

④ 上記以外

等により構成された
協議会が対象

事業の概要

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、
両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコン
ソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気
通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取
組を支援します。

予算額：1,014万円（R6補正）

100万円（R7当初）

補助率：定額、1/2以内、2/3以内

主な要件

（採択のポイント）

- 新たなサプライチェーンの構築（ブルーオーシャンを開拓する案件）
- 他社の取組事例のない先進性の高い案件
- 各段階（生産～流通～販売）の課題が明確化され、当該課題解決のための実証活動が適切に盛り込まれている案件
- 米、青果物、畜産物等の一次製品の供給力強化につながる案件

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課

輸出産地形成室

電話番号：03-6738-7897

日本発フードテックの海外展開支援委託事業（R6補正）

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- ① C. 生産者
- ① D. 団体
- E. 上記以外

主な要件

具体的な支援やイベント開催等の取組については、フードテック官民協議会の会員に向けたお知らせで周知するため、本事業の取組への参加を希望する国内フードテック企業は、フードテック官民協議会に入会登録すること

事業の概要

フードテックを活用した農林水産・食品関連企業やスタートアップ等の海外展開の加速化を図るため、国内企業を対象に海外フードテック関係者とのネットワーク構築、海外販路開拓や海外からの投資を促進するための取組を実施します。

予算額：R6補正 20百万円

お問い合わせ・詳細

農林水産省
大臣官房 新事業・食品産業部
新事業・食品産業政策課 新事業・国際グループ
03-6744-2352

加工食品クラスター輸出緊急対策事業（R6補正）

支援の対象

- A. 都道府県等
- B. 事業者
- C. 生産者
- ④ D. 団体（任意団体を含む）
- E. 上記以外

事業の概要

食品製造業は、中小・零細事業者が大半を占めており、輸出人材の確保や販路開拓等単独での輸出の取組が難しいことから、多様な商品について地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援します。

予算額：4億円

補助率：定額（1,000万円を上限とする。）

主な要件

- ・GFPコミュニティサイトへの登録
- ・輸出事業計画の認定（事業実施期間中）
- ・輸出先国のマーケット事情に精通した専門家（コンサル、商社等）等との連携
- ・団体の構成員に複数の食品製造事業者が含まれており、輸出実績のある者が1者以上含まれていること

留意点

機械の導入等については、中小企業者から構成され、導入機械の適切な管理ができる団体に限る。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部
食品製造課 加工食品輸出班
電話番号：03-6744-2068

小規模事業者持続化補助金

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- C. 生産者
- D. 団体
- E. 上記以外

概要

・海外販路開拓に向けて、越境ECサイトの構築・出店や海外の展示商談会への参加に係る費用を補助します。
・販路開拓や新商品開発等と併せて業務効率化（生産性向上）を行う際に係る費用を補助します。
補助率：2/3～3/4
補助上限額：50～250万

主な要件

- ・小規模事業者であること。
- ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと（法人のみ）。
- ・確定している（申告済みの）直近過去3年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと。
- ・過去の持続化補助金において採択を受け、事業を実施した場合、様式第14「小規模事業者補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」を原則本補助金の申請までに受領された者であること。
- ・持続化補助金＜一般型＞において「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと他。

お問い合わせ・詳細

最寄りの商工会・商工会議所にお問い合わせください。

商工会地域の方はこちらから
お問い合わせ先を確認できます。



植物品種等海外流出防止緊急対策事業（R6補正） 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（R7当初）

支援の対象

- ① A. 都道府県等
- ② B. 事業者
- ③ C. 生産者
- ④ D. 団体
- E. 上記以外

事業の概要

我が国優良品種等の海外における知的財産権（育成者権、商標権等）の取得や侵害への対策に必要な経費等を支援します。

予算額：R6補正 321百万
R7当初 152百万

主な要件

- ・海外において知的財産権を取得することが我が国農産物等の輸出力の強化につながるものであること。
- ・海外において育成者権を取得する品種は、国内において品種登録出願された品種であること。
- ・海外において商標権等を取得する又は侵害対策を講じるものは、国内において生産された農産物等であること。等

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 知的財産課
電話番号：03-6738-6443
公募時期については、植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（03-3509-1161）にお問い合わせください。

地理的表示海外保護・侵害対策支援（地理的表示活用推進支援事業） （R7当初）

支援の対象

- ① A 都道府県等
 - ② B 事業者
 - ③ C 生産者
 - ④ D 団体
 - E 上記以外
- } GI生産者団体等

主な要件

- ① GI 登録された生産者団体
- ② GI 申請を行いつつ公示されている団体
- ③ GI 申請について、生産者団体の総会で議決された等申請が確実な生産者団体 等

事業の概要

地理的表示（GI）産品について、海外でのGIや商標といった知的財産権確立や、地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

予算額：62百万円の内数

交付率：定額または1/2

交付先：日本地理的表示協議会

お問い合わせ・詳細

農林水産省輸出・国際局知的財産課

電話番号：03-6744-2062

模倣品等対策事業のうちコンサルティング（R6補正）

支援の対象

- ① A. 都道府県等
- ② B. 事業者
- ③ C. 生産者
- ④ D. 団体

事業の概要

海外における日本の農林水産物・食品の模倣品流通や、第三者による冒認出願などについて、個別相談から調査に加えて、現地の知財法令に応じた具体的な助言まで、弁護士、弁理士等の専門家が無料で対応します。

予算額：R6補正 18百万円

主な要件

- ・農林水産物・食品の輸出に取り組む、又は輸出する意向があること。
- ・相談事項は知的財産に関する内容であること。

留意点

本事業は相談に基づいて調査と助言を行うものであり、助言した内容の実行（出願・権利行使等）については対象外。

お問い合わせ・詳細

委託事業者が決定後記載

農林水産物・食品輸出関連金融支援事業のうち 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業（R7当初）

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- C. 生産者
- D. 団体
- E. 上記以外

主な要件

- ・認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者が対象。（ただし、中小企業者に限る。）
- ・輸出重点品目の取組であること。
- ・借入当初5年間分の保証料の1/2相当額を支援。

事業の概要

食品等事業者・農林水産事業者が農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

予算額： R7当初 8 百万円

お問い合わせ・詳細

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
電話番号：03-5809-2176

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
電話番号：03-6744-7172

農林水産物・食品輸出関連金融支援事業のうち 海外サプライチェーン構築を図る認定輸出事業者への金融支援事業（R7当初）

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- ② C. 生産者
- ③ D. 団体

事業の概要

- ・（株）日本政策金融公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金（海外においてサプライチェーンを構築するための施設整備等に要する資金）の融資を受けた事業者に対し、当該融資の金利負担を軽減します。

予算額：R7当初 5 百万円

助成内容：最大 2 %、最長 5 年間、融資枠上限 20 億円（1 件あたり上限 5 億円）

主な要件

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の融資を受けて、海外で認定輸出事業計画に基づく施設整備等を行うこと

お問い合わせ・詳細

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構
電話番号：03-5809-2176

農林水産省 輸出・国際局 海外連携グループ
電話番号：03-3502-8058

農林水産物・食品輸出基盤強化資金

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- ② C. 生産者
- ③ D. 団体（農林漁業者が組織する団体等）
- E. 上記以外

概要

輸出事業計画に従い、国内で生産された農林水産物または食品の輸出のための取組みを行う事業者向けの融資制度です。

融資期間：25年以内（うち据置期間3年以内）
融資限度額：負担額の80%以内

主な要件

輸出事業計画の認定を受けていること。
※農林漁業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者など輸出事業に取り組む事業者が対象です。

お問い合わせ・詳細

日本政策金融公庫
お近くの[支店窓口](#)までお問い合わせください。

詳細はこちら ▶



海外展開・事業再編資金

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- C. 生産者
- ① D. 団体（中小企業等協同組合等）
- E. 上記以外

概要

経済の構造的変化などに適応するために海外の地域における事業の開始、海外展開事業の再編などに取り組んでいる中小企業・小規模事業者を支援するための融資制度です。

主な要件

次のいずれかに該当すること

- ・経済の構造的変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であって、一定の要件に該当すること
- ・海外における経済の構造的変化などに適応するために海外直接投資に係る海外展開事業を再編することが、経営上必要であること
- ・海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けていること

お問い合わせ・詳細

日本政策金融公庫
お近くの[支店窓口](#)までお問い合わせください。

海外展開・事業再編資金（クロスボーダーローン）

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- C. 生産者
- ① D. 団体（中小企業等協同組合等）
- E. 上記以外

概要

経済の構造的変化等に適応するために中小企業者等（国内親会社）と共同で経営力向上や経営革新、地域経済の活性化等に取り組む海外現地法人向けの融資制度です。

主要要件

次のいずれかの計画の承認または認定を受けていること

- ・経営革新計画
- ・経営力向上計画
- ・地域経済牽引事業計画

留意点

ご利用いただける国・地域は限られています。

お問い合わせ・詳細

日本政策金融公庫
お近くの[支店窓口](#)までお問い合わせください。

スタンバイ・クレジット制度

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- C. 生産者
- ① D. 団体（中小企業等協同組合等）
- E. 上記以外

概要

中小企業者の海外現地法人等が公庫と提携する金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために公庫がスタンバイ・クレジット（信用状）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援する制度です。

主な要件

次のいずれかの計画の承認または認定を受けていること

- ・経営革新計画 ・異分野連携新事業分野開拓計画
- ・経営力向上計画 ・事業継続力強化計画
- ・連携事業継続力強化計画
- ・地域産業資源活用事業計画
- ・農商工等連携事業計画 ・事業再編計画
- ・事業参入計画 ・食品等流通合理化計画
- ・輸出事業計画 ・地域経済牽引事業計画

留意点

ご利用いただける国・地域は限られています。

お問い合わせ・詳細

日本政策金融公庫
お近くの[支店窓口](#)までお問い合わせください。

おいしい日本、届け隊



支援の対象

- ① 都道府県等
- ② 事業者
- ③ 生産者
- ④ 団体
- ⑤ 上記以外

輸出に共に取り組む
パートナー（人材・事業者）
を求める事業者

事業の概要

- ・多様な業種の力を結集し、日本の食の輸出促進や食分野への人材参画を目指す**官民共創プロジェクト**。
- ・多様なスキルやノウハウをもつ企業・人材と、輸出に挑戦する事業者を繋ぎ、GFP内外の柔軟なマッチングを促進する実証プラットフォームを運営。
- ・その他、企業コラボや参画促進に向けたイベント・取組などを展開していきます。

主な要件

- ★ 海外展開での課題をお持ちの方
（販路開拓、バイヤー対応、規制対応、サイト構築など）

様々なスキルを保有する人材やパートナー企業を募集するプロジェクトを立ち上げ。

- ★ 海外展開での課題を解決するスキルをお持ちの方

- ・スキル保有人材
（海外営業、IT、言語対応、現地ニーズ調査、デザインなど）
- ・ノウハウ・技術保有事業者
（現地輸出支援、保冷技術、包装技術など）

海外展開に課題を抱える事業者のサポートに向けて保有スキルを登録。

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
電話番号：03-6738-7897

プロフェッショナル人材事業（内閣府事業）

支援の対象

- A. 都道府県等
- B. 事業者
- C. 生産者
- D. 団体
- E. 上記以外

自社が抱える経営課題等の解決に資するプロフェッショナル人材（常勤雇用、副業・兼業人材等）を確保したい地域企業の方

留意点

経営課題や求人ニーズの明確化等、プロフェッショナル人材戦略拠点の活用においては、一切、費用は掛かりません。

但し、民間人材ビジネス事業者を活用して人材を採用した際、その成約に基づく紹介手数料や利用料について、当該事業者への支払いが別途発生します。

事業の概要

プロフェッショナル人材戦略拠点は、地域企業の経営者を対象に、事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化等を促すとともに、その実行に必要な人材ニーズを明確化し、良質な雇用機会として提携人材紹介会社に取り組みをするための支援を実施しています。

- STEP 1 幅広い経営課題について、プロフェッショナル人材戦略拠点（以下、拠点）に相談
- STEP 2 企業課題の解決に資する人材ニーズを、拠点とともに具体化
- STEP 3 各関係機関と連携した拠点のサポートにより、ニーズに合った人材とマッチング
- STEP 4 マッチング後も、社内での人材の活躍や定着に向けて継続的に相談可能

お問い合わせ・詳細

各道府県（新潟県を除く）に設置されているプロフェッショナル人材戦略拠点にお問合せください。



独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)による 農林水産物食品の輸出に向けた各種支援メニュー

○輸出事業者等サポート

セミナー開催



輸出を目指す事業者を対象とした、商談スキル向上、最新の海外マーケットやトレンド、品目別での輸出先国の規制や輸出を進めるためのポイント等、テーマ・内容に応じた輸出セミナーを開催。

輸出相談窓口

輸出を目指す事業者が気軽に相談可能な「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内・海外に設置。



オンラインでのお申し込み

Tel : 03-3582-5646

平日9時～12時/13時～17時

海外コーディネーターによる 輸出支援相談

JETROが海外に配置する農林水産物・食品分野の専門家（海外コーディネーター）が、Eメール相談、ブリーフィングを無料で実施。



海外コーディネーター

制度・マーケット情報の提供

輸出先各国の制度及び市場情報等について調査し、JETROポータルサイトで情報を提供。



農林水産物・食品の輸出支援ポータル



独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)による 農林水産物食品の輸出に向けた各種支援メニュー

〇ビジネスマッチング支援

海外見本市出展・商談会開催



海外見本市で、JETROが設置するジャパン・パビリオンへの出展サポート（出展企業・団体を公募）や、商社やバイヤーを招聘した商談会を実施。



ジェトロイベント情報

サンプルショールーム設置



JETROの海外事務所等に、現地バイヤー等が随時閲覧・試食等可能なサンプルショールームを通年もしくはスポットで設置。現地バイヤーとの商談機会を提供。



サンプルショールーム

輸出プロモーターによる個別支援



専門家が、国内事業者の製品や会社の状況にあわせて戦略を策定し、マーケット・バイヤー情報の収集や海外見本市の随行、商談の立会い、契約締結までを一貫してサポート。



輸出プロモーター

JETRO お問い合わせ先一覧

事務所/拠点名	連絡先
本部(東京)	033-582-5511
大阪本部	064-705-8606
ジェトロ北海道	011-261-7434
ジェトロ青森	017-734-2575
ジェトロ岩手	019-651-2359
ジェトロ仙台	022-223-7484
ジェトロ秋田	018-865-8062
ジェトロ山形	023-622-8225
ジェトロ福島	024-947-9800
ジェトロ東京	033-582-4953
ジェトロ茨城	029-300-2337
ジェトロ栃木	028-670-2366
ジェトロ群馬	027-310-5205

事務所/拠点名	連絡先
ジェトロ埼玉	048-650-2522
ジェトロ千葉	043-271-4100
ジェトロ横浜	045-222-3901
ジェトロ新潟	025-284-6991
ジェトロ山梨	055-220-2324
ジェトロ長野	026-227-6080
(同) 諏訪支所	026-652-3442
ジェトロ富山	076-415-7971
ジェトロ金沢	076-268-9601
ジェトロ福井	077-633-1661
ジェトロ岐阜	058-271-4910
ジェトロ静岡	054-352-8643

JETRO お問い合わせ先一覧

事務所/拠点名	連絡先	事務所/拠点名	連絡先
ジェット口浜松	053-450-1021	ジェット口徳島	088-657-6130
ジェット口名古屋	052-589-6210	ジェット口香川	087-851-9407
ジェット口三重	059-228-2647	ジェット口愛媛	089-952-0015
ジェット口滋賀	074-921-2450	ジェット口高知	088-823-1320
ジェット口京都	075-341-1021	ジェット口福岡	092-471-5635
ジェット口神戸	078-231-3081	ジェット口北九州	093-541-6577
ジェット口奈良	074-288-0070	ジェット口佐賀	095-228-9220
ジェット口和歌山	073-425-7300	ジェット口長崎	095-823-7704
ジェット口鳥取	085-752-4335	ジェット口熊本	096-354-4211
ジェット口島根	085-227-3121	ジェット口大分	097-513-1868
ジェット口岡山	086-224-0853	ジェット口宮崎	098-561-4260
ジェット口広島	082-535-2511	ジェット口鹿児島	099-226-9156
ジェット口山口	083-231-5022	ジェット口沖縄	098-859-7002

輸出支援プラットフォーム

支援の対象

- ① 都道府県等
- ② 事業者
- ③ 生産者
- ④ 団体

概要

輸出支援プラットフォームは在外公館やJETRO海外事務所等を主なメンバーとし、主要な輸出先国・地域において、現地発の取組を通じて、国内の輸出事業者を包括的に支援しています。

プラットフォーム設置国・地域

米国、EU、タイ、ベトナム、シンガポール、中国、香港、台湾、マレーシア、UAE

詳細はこちら▶



お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 海外連携グループ
03-3502-8058

GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）

支援の対象

- A. 都道府県等
- ① B. 事業者
- ① C. 生産者
- D. 団体

概要

GFP会員に登録いただくと、

- ・輸出可能性を無料で診断できる輸出診断
- ・事業者同士のマッチング
- ・セミナーへの参加
- ・輸出に関する情報収集

等のサービスを受けることができます。

主な要件

特になし

参加を希望する方は会員登録はこちらから

<https://www.gfp1.maff.go.jp/>



こんな方に最適です！

- ・輸出をしたいけど、どうしたらいいかわからない。
- ・ビジネスパートナーを探したい！
- ・輸出に関わる情報を効率よく入手したい！

お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 輸出支援課
輸出産地形成室 03-6738-7897

中小企業基盤整備機構による海外展開に向けた各種支援メニュー

専門家による支援

海外ビジネスの課題やお悩みに関して、無料で何度でも、専門家によるアドバイス（海外展開相談）を受けることができます。海外ビジネスの実現に向け、海外事業計画を策定するハンズオンの支援（海外展開ハンズオン支援）も行います。

支援の対象

1. 海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者（海外展開ハンズオン支援、海外展開相談）
2. 海外展開支援策の企画・運営を検討している支援機関（海外展開相談のみ）



海外展開ハンズオン支援

EC活用支援

ECを活用した新たな販路開拓に関して、民間事業者（EC活用支援パートナー）のサービス検索やECを基礎から学べる講義形式の動画を発信しています。



EC活用支援ポータルサイト
【ebiz】

マッチングサイト

すぐれた技術や製品を持つ日本の中小企業と国内外の企業を結ぶBtoBマッチングサイトです。



J-GoodTech（ジエグテック）

商談会

海外展開を目指す中小企業と海外企業経営者との商談会を開催しています。

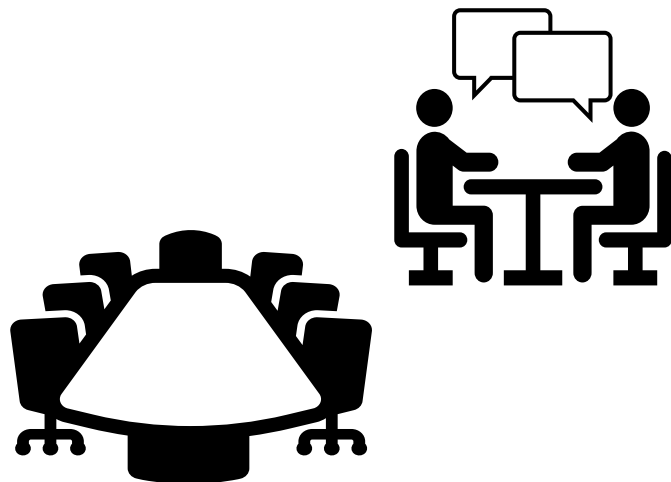


海外CEO商談会

グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会

支援の対象

- ① 都道府県等
- ② 事業者
- ③ 生産者
- ④ 団体



概要

海外でのビジネス展開に関するセミナーの開催等を通じた優良事例や公的支援メニューの紹介、官民ミッション等への企業招へい等、食品関連企業の海外ビジネス展開をお手伝いします。

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/food_value_chain/about.html

会員登録はこちらから▶
登録料・年会費等はかかりません



お問い合わせ・詳細

農林水産省 輸出・国際局 海外連携グループ
GFVC推進官民協議会事務局
03-3502-8058

地方農政局 お問い合わせ先一覧

地方農政局	電話番号
北海道農政事務所 事業支援課	0 1 1 - 3 3 0 - 8 8 1 0
東北農政局 輸出促進課	0 2 2 - 2 2 1 - 6 4 0 2
関東農政局 輸出促進課	0 4 8 - 7 4 0 - 5 2 9 0
北陸農政局 輸出促進課	0 7 6 - 2 3 2 - 4 2 3 3
東海農政局 輸出促進課	0 5 2 - 2 2 3 - 4 6 1 9
近畿農政局 輸出促進課	0 7 5 - 4 1 4 - 9 1 0 1
中国四国農政局 輸出促進課	0 8 6 - 2 3 0 - 4 2 4 6
九州農政局 輸出促進課	0 9 6 - 3 0 0 - 6 3 8 2
沖縄総合事務局 食料産業課	0 9 8 - 8 6 6 - 1 6 7 3